

一茶双樹記念館の観覧料の廃止に伴う条例改正の検討

1 条例改正の骨子

- (1) 観覧料を廃止する
- (2) 第 9 条から第 11 条までを削除する（別紙 2）

2 条例改正の目的

当館の入館者数は近年減少傾向にあるが、その原因は再来館者数が少ないことにあると思われるため、何度でも入館がし易いよう観覧料を廃止し、入館者数の増加を目指すもの。

3 条例改正のスケジュール

- (1) 生涯学習審議会 意見聴取 7 月 1 日
- (2) 教育委員会議 報告・議案提出 7・8 月
- (3) 議会 令和 2 年第 3 回定例会（9 月議会）上程
- (4) 施行 令和 3 年 4 月 1 日（指定管理 4 期目の初年度開始日にあたる）

4 付随する事項

(1) 指定管理料の増額

観覧料は指定管理者の収入になっているため、減収分補填が必要である。

(2) ティーサービスの充実

再来館者への新たな魅力を創出するため、指定管理者が飲食店営業許可を取得することで、ティーサービスを充実させることができるように、一茶庵厨房を改修する。厨房改修費・備品購入費等が必要である（9 月補正）。

(3) 指定管理者公募の条件

ア 条例改正前ではあるが、観覧料廃止を公募の条件とする

イ 公募にあたっては観覧料を見込まない提案や収支計画を求めることとなる。

5 現状経過

(1) 観覧料について（別紙 3）

一茶双樹記念館は平成 7 年 4 月に開館した。観覧料については、小林一茶寄寓の地保存整備審議会の有料制導入の提案を受け、当該記念館の効果的な活用と良好な保全とを確保する施策の一つとして条例化されたものである。地方自治法第 225 条の公の施設の使用利用の対価として、利用者等から使用料を徴取することができることに基づき、100 円の観覧料を徴取してきた（消費税率が平成 9 年に 3%から 5%、平成 26 年に 5%か

ら8%と変更されるも観覧料は100円)。その後、令和元年10月に消費税が10%に変更されることに伴い、現在は110円となっている。年間観覧料収入は、最近5年間平均で約57万3千円である。

(2) 入館者数の変遷について(別紙4)

平成7年から市直営で運営を行ってきたが、開館年を最高に減少が続き、平成17年度には5,067人と開館当初の36%まで減少している。平成18年度からは、指定管理者制度を導入し、株式会社グリーンダイナミクスに令和2年度まで3期15年にわたり業務委託している。運営努力によって入館者数は増加し、平成26年度には15,329人となり、平成7年度の入館者数を上回った。しかし、それをピークに入館者数は減少しており、ここ数年は13,000人代である。

(3) ティーサービスについて(別紙4・5)

指定管理者のグリーンダイナミクスは、平成20年度から抹茶や落雁等提供をおこなっており、その売り上げについては、増加傾向にある(別紙4)。しかし、喫茶店営業許可のため、提供できるものは限定されており、大幅な売上増加が難しい現状である。

なお、隣接の杜のアトリエ黎明では平成30年度に厨房改修を行って、飲食店営業許可の取得によりサービスの充実を行い、スイーツ・軽食等の提供を始め、売り上げ増(別紙5)に結び付いている。

6 入館者数の増加について

上記5(1)～(3)までの現状を鑑みると、入館者数の増加を見込むことは難しいと判断される。そこで、観覧料を廃止して何度でも入館し易い状況を作ること、また一茶庵の厨房を改修して飲食店営業許可を取得し、ティーサービスの充実を図ることで、新たな魅力を創出することで、流山本町界隈の交流人口の増加にも寄与できると判断する。

7 市民参加手続きについて

制度の大幅な改正を伴わないことから、流山市民参加条例第5条第2項(1)「軽易なもの」に該当するため、市民参加手続きは行わないものとする。